

第3回 子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会 会議録

■ 日時 平成30年12月19日(水)9時00分～10時30分

■ 会場 14A会議室

■ 出席者

委員：藤井会長，福田副会長，柳澤委員，鋤持委員，今井委員，加藤委員，
宇賀神委員，浪花委員，桐渕委員

事務局：教育次長，生涯学習課課長，生涯学習課職員

■ 傍聴者：1名

■ 議題

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 子どもの家・留守家庭児童会事業に係るサービス水準と運営のあり方について

4 その他

5 閉会

■ 委員からの意見・質問等（要旨）

【子どもの家・留守家庭児童会事業に係るサービス水準と運営のあり方について】

○全市一律で19時まで開設を求める意見について

会 長：これまでの懇談会での意見や運営委員・指導員・利用者アンケート調査結果，子どもの家連合会役員会やブロック会議での意見を踏まえて，事務局でサービス水準のあり方について，また，運営主体のあり方について，本日の懇談会での議論を進めるための論点を整理してもらった資料の説明があった。

順次，意見を伺うが，まず，開設時間について，全市で一律の開設時間としながら，保育園の開設時間を基本とする意見についていかがか。

A委員：開設時間は19時までが妥当と考える。

B委員：私もこの時間にすべきであると考えている。

会 長：保育園の場合は，18時以降は別料金の延長扱いになっているが，子どもの家等についても，基本開設時間を18時までとし，利用が必要な保護者が1時間延長料金を払いながら利用することとし，希望すれば全員が19時まで利用できるということについても意見をいただきたい。

C委員：保育園は，国の基準で保育標準時間認定が11時間となっており，朝の7時から11時間を経過した18時からが延長保育となっている。保育園の場合は，特定の地域の子に限らず，親の通勤時間，勤務先の関係で全市から利用者を受け入れており，その影響で19時以降の延長利用にも対応している園もある。

その場合、早番・遅番などが発生することから、保育士の確保に苦慮している現状である。本来であれば、親が家庭でもっと子どもをみられるような社会の仕組みができるとういと思っている。

D委員：利用者の立場からの利便性のみならず、指導員を確保する立場や家庭教育の視点からも考えないといけない。

E委員：すべての子どもの家等で19時まででは開設し、ただし、18時から19時の利用には別途料金がかかるということか。

F委員：長期休業時の朝7時30分からの開設時間を利用する際にも、別途、朝の時間帯の延長料金を取ると考えるのか。

A委員：全国的には様々なやり方がある。特にNPO法人や株式会社が運営している場合には、長期休業時の月謝の料金設定について、午前中から開始している保育時間分を上乗せし、平常時の月謝の料金設定より数千円高めの金額で設定している場合が多い。その場合、朝の時間帯については、長期休業期間の月謝の内訳で捉え、別料金を設定しないところが多い。

F委員：朝7時30分から、または、18時以降の時間帯については、預かる児童は多くない。それらの時間も利用する一部の利用者と他の利用者の料金が同一になるのは不公平感がある。延長料金を取るのが良いと思う。

G委員：従来は、開設時間は17時までであったが、18時まで、19時までと時代の流れの中で延びてきた。事務局に確認したいが、現在では、18時までを基本開設時間とし、18時以降19時まででは、利用者のニーズに応じて各運営委員会が延長開設の判断をしている仕組みとなっているのであれば、現在開設していない子どもの家は利用希望がないから開設しないのではないのか。利用希望がないからやらない子どもの家と、希望があってもやらない子どもの家は、区分して考える必要がある。

事務局：現状は、各子どもの家等で利用者のニーズに応じて判断することになっており、その判断が利用者ニーズを的確に捉えた判断になっているのか慎重に見極める必要がある。6月に市が行った利用者アンケート調査結果によると、延長時間帯の利用が必須となっている利用者が、すべての学区に1人以上は存在している一方で、延長時間帯の開設を実施していない子どもの家が存在する。

G委員：私が携わっている子どもの家では、土曜日の午後の利用と平日の18時から19時までの利用について、月額保護者負担金のほかに別途料金が発生することを説明した上で利用希望をとって、開設の判断をしているが、すべての子どもの家でそのように対応している訳ではないということか。

事務局：19時まで開設している子どもの家等は57か所であり、66か所すべてではない。利用人数がある程度揃わないと開設しない場合や延長時間に勤務できる指導員を確保できないから開設しない場合など、様々な理由で開設できない子どもの

家がある。一方で、1人でも希望者がいれば19時まで開設している子どもの家等もあり、様々な状況になっている。

G委員：19時まで開設を基本姿勢とするならば、現在の運営委員会に対しても、生涯学習課がはっきりと通知すべきである。

7時30分開設から19時閉所の時間設定については賛成であるが、長期休業時の指導員の勤務体制について、労働基準法に基づく就業規則や労働時間の問題についても配慮する必要がある。

また、後半の議題にも関係するが、開設時間などの拡充した水準のサービスに対応できる運営主体が誰であるのか、現運営委員会が対応できるのか慎重に検討する必要がある。

会 長：懇談会の意見としては、開設時間は19時までが妥当であり、ただし、すべての保護者が必要としているのではないため、18時以降については、現行どおり、延長料金として受益者負担の考え方も検討してもらいたいということによろしいか。

委員一同：了承

○学校休業日に全市一律で7時30分から開設を求める意見について

会 長：土曜日と学校休業時の7時30分開設についてどのように考えるか。

G委員：保育園は7時開設としている中、子どもの家等では7時30分開設を求めている違いは何故か。

F委員：7時30分という時間は、学校がある平日に子どもが自宅を出発する時間であり、多くの保護者は7時30分に子どもを送り出してから出勤する人が多い。その時間に合わせて、子どもを預けたいという意見は理解できる。ただし、現実的には7時30分ちょうどに出勤する保護者は少ないことから、7時30分開所と同時に利用が始まる児童は少ない。

H委員：保護者に対するサービスやニーズに応えることも大切ではあるが、ワークライフバランスや親と子が直接触れ合う時間を確保する視点も大切にしながら、最低限のレベルというものをどこにするかというのも考えていくべきである。過度に早い時間から利用するというのは、子どもの生活リズムに良くない影響もでてくる。

D委員：保護者のニーズがあるから、全部をかなえる必要があるのか慎重に判断する必要がある。

F委員：保護者は日常生活の中で、子育てと仕事を両立させるために必死に生きている。そのためには社会を変えていかななくてはならないと考えるが、すぐには変えられない。就労支援の視点から、現実と向き合った対応も必要がある。

B委員：保育園も7時30分には、4、5人は子どもたちが利用している現状を見ると、

7時30分から開設するのは最低ラインであり、8時から開設では出勤時間に間に合わない。

D委員：現在の市の基準では、8時から開設となっているが、間に合わない児童は、どのように対応しているのか。

F委員：近隣に祖父母がいる場合には、長期休業時だけ祖父母にみてもらうなどの対応をしている場合もある。ただし、近隣に支援してくれる人がいない家庭も増えており、各子どもの家では、市の委託料には加算されていないが、自主的に7時30分から開設している場合が多い。家庭で親と子が関わる時間を確保する必要があると考えるが、一方で対応の仕様がな家庭があるという現実も、受入れないといけない。

会 長：開設時間を7時30分からとする場合、家庭で親子が一緒に過ごす時間が確保できなくなるなど、賛否両論あるということでしょうか。

G委員：先ほどは指導員の雇用環境に対する課題を紹介しただけであり、反対ではない。長期休業中の開設時間は7時30分からが妥当であるとする。現行の8時開設では、出勤時間に間に合わない保護者もあり、受け皿としてはあってよいものとする。

会 長：では、懇談会の意見としては、そのようなことでしょうか。

委員一同：了承

○土曜日や夏期期間の6日間に全市一律で開設を求める意見について

会 長：土曜日の全市一律開設は良いと思うが、お盆の時期の開設についてはいかがか。

A委員：全市一律の開設日とすることについて、但し書きとして、各子どもの家により個別に対応が必要になる、学校行事や地域行事による振替休日の際の対応についても個別に考えていく必要があると考える。

会 長：お盆休みについて、保育園と同様に開設を求める意見であるが、どのように考えるか。

F委員：お盆休みの利用の必要性については、福利厚生がしっかりしている大企業に勤める保護者の多少、中心市街地で自営業者が多くお盆も休みはない保護者の多少などの地域性が関わる議題であるとする。

C委員：保育園も利用の希望を調査し、それに合わせた職員の配置をしている。

D委員：地域性や利用希望の多少に応じた柔軟な運営ができると良い。

G委員：運営側の視点からは、指導員の労働環境にも配慮する必要がある。お盆休みが必要な指導員には、代替えの指導員が必要になってくる。

会 長：懇談会の意見としては、土曜日、8月中旬の期間も利用できるようにするべきとしながら、ただし、地域によって利用者が少ないクラブでの対応や指導員の労働環境に配慮した柔軟な対応を検討する必要があるということでしょうか。

委員一同：了承

○入所基準について

会 長：入所基準について、夏休みだけの利用や利用頻度の多少によらず、必要な児童が確実に利用できる必要があると考えるが、就労以外の特別な理由を抱える家庭の子どもも預かるということについて、現在の子どもの家の実態はいかがか。

F委員：私が関わっている子どもの家では、現在も預かっている。

会 長：懇談会の意見としては、入所基準については、個別に抱える一人ひとりのニーズにも対応をしていくということで、特に異論はないと考えるが、よろしいか。

委員一同：了承

○保護者負担金を全市一律とすることを求める意見について

会 長：保護者負担金を一律にすることについてはいかがか。

事務局に確認したいが、現在、保護者負担金助成制度による2階層の料金設定であるが、見直し後も継続するのか。

事務局：現在は各子どもの家等でそれぞれ保護者負担金を設定している中で、就学援助世帯等に対して市が月額5千円を助成しており、見直し後も本制度は継続していく。

F委員：保護者負担金を全市一律にすることを検討する際には、指導員の望ましい給与水準と負担する利用者の人数も踏まえた上で検討する必要がある。

また、現在、各子どもの家により保護者負担金の徴収方法がまちまちであり、遠足などの行事費を基本料金に含めた設定としている子どもの家もあれば、参加者が限られる行事については別途実費を徴収している子どもの家がある。利用者が限られる行事やイベントは別料金とすべきと考える。

G委員：一律の金額設定とすることで基本的には良いと思うが、サービス水準を均一にしながら金額を一律にできることが、一番大切である。

D委員：子どもの家連合会との意見交換会でも意見があったが、サービス水準と保護者負担金を一律にすることによって、現在のサービスが低下することはあってはならないことと考える。

G委員：サービス水準の一律と保護者負担金の一律を両立させるためには、運営主体のあり方に大きな関わりがある。現在の1小学校区で1運営委員会が実施する体制では、指導員の賃金や保育に係る経費をクラブによって異なる児童数で負担することから、運営が成り立つ校区数や運営主体について配慮する必要がある。

会 長：懇談会の意見としては、保護者負担金の金額は全市で統一する必要があるが、ただし、その設定について、適切な受益者負担を求めた上で、安定した運営が確保できる金額について検討してもらいたいこと。また、延長時間の利用や地域の特色

ある行事・おやつ提供などに柔軟に対応できるよう、基本料金と実費徴収は区分して検討してもらいたいということによろしいか。

委員一同：了承

○運営主体について

H委員：現在の子どもの家等事業の実施場所は学校などが施設を提供し、敷地内の独立棟や教室等を使用しているが、例えば株式会社等に移行する場合には、その会社が学校と直接やりとりをすることになるのか。

事務局：施設の確保については、引き続き、市が学校と調整しながら確保していく。

D委員：市民の視点から、「株式会社」が運営することに対して、株式会社が勝手なことをするのはないか、営利目的になってしまうのではないかなど、不安感を抱くことが想定される。宇都宮市は、株式会社等に移行した後も、引き続き事業の実施主体として、委託先を指導監督する体制の強化が求められる。

F委員：現運営委員会の中でも、地域の子どもたちを自分たちで育てたいという思いが大きく、責任と負担はあるがうまく運営できている運営委員会もあることから、自分たちでNPO法人化し運営を継続するという選択と、うまく運営できていない運営委員会は民間企業に移行するという両方の選択肢があっても良いと考える。

事務局：現在のメンバーでうまく運営できている運営委員会があるというのは十分理解しているが、将来にわたり持続可能な運営を安定的に行う視点から、次代の運営委員が責任と負担を感じながら、引き続き安定して運営していけるのかどうか課題が残る。将来的に運営を継続し担保できる法人格を求めていきたい。

E委員：宇都宮市として、現運営委員会のNPO法人化も認めていくということか。

事務局：懇談会などの意見を踏まえて今後決定していくことであるが、責任と負担を負いながら、安定した運営を継続できることを担保できる体制であれば、NPO法人化と株式会社などの併存はあり得る。

A委員：放課後児童クラブとして、市が求める仕様を履行することができる運営主体であることが重要なことである。社会福祉法人、株式会社、現運営委員会が中心となって作ったNPO法人等のいずれであっても、保育に関する専門知識とノウハウを持ち、安定した運営の下、市が設定する基準を満たすことができると、自分たちが判断する場合には、コンペティションに参加し、市はふさわしい団体を選定することになる。

ただし、現在の運営委員会が自ら法人化し運営を継続する場合には、任意団体ではなく、法人として事業を運営することの責任を自覚しながら継続してもらう必要がある。

事務局：現行の運営委員会がNPO法人化する場合と既存のNPO法人が新規参入する

場合も考えられるが、市が求める水準を満たすことができる団体を選定する際に、1つの団体として選択肢になる。

ただし、現在の1小学校区単位で1つの運営委員会で行う方式では、サービス水準を統一しながら保護者負担金を統一することは難しいため、ある程度の集団化は、既存の運営委員会が法人化する場合にも必要となってくる。

D委員：全市で1つの会社や社会福祉法人に対して、市が全部委託する形ではなく、市内に複数のグループがあるということか。

A委員：市内66の子どもの家等事業を1つの団体に委託するのはリスクが大きい。市内で複数の団体、会社を選定し、債務不履行などのリスクを分散させるため、適正な規模に分割して発注することが現実的と考える。宇都宮市のような規模の他市では分散してやっていることが多い。

D委員：その場合、委託した事業者によってサービスの内容が異なることはないのか。

A委員：サービスが異なる余地があるから切磋琢磨で質の向上が図れる部分がある。市内を複数の事業者に分けながら委託する場合には、3年や5年の委託期間内に次の事業者選定で再度選定されるための評価を得るために、企業努力が見込まれる。

D委員：その意見は納得できる。ただし、現運営委員会がNPO法人化する際にも、他者との競争になることから、現運営委員会が今回行う法人化の判断は重大である。

H委員：選定し委託した後の評価と改善の仕組みも考えていかなくてはならない。

A委員：評価は、自己評価、他者の評価のほか、第三者評価を入れて検討していくことが必要である。市の指導監督体制の強化と合せて、適正な運営が担保できる評価の仕組みが必要である。

E委員：コンペで委託する場合は、何を基準に選択するかは選考委員会の評価基準が重要になってくる。今回は初回の公募であり、今回の評価基準が次年度以降に大きいかかわってくると思う。今後、選考委員会を組織することになると考えるが、その中で検討する評価基準は非常に重要になってくる。

F委員：全市を一斉に移行するのではなく、段階的に進めていくことも検討するとよい。

事務局：段階的に進める場合にも、1校区のみの運営では経営が成り立たないことから、適正な運営が成り立つ校区数について検討する必要がある。

G委員：事務局の説明に加え、適正な運営規模を確保することにより、指導員の人事異動による全体の質の底上げにもつながる。それらが成り立つ校区数について配慮する必要がある。

H委員：指導員の質に関連して、指導員の中で、何か問題が起きた時に、リーダーの立場で対応する方を明確にすることも重要である。新たな運営主体に対する仕様書の中には、組織的な保育体制を確保できる方策についても盛り込むよう、検討されたい。

G委員：指導員については、主任制度の導入に加え、業務の専門化や高度化に応じた処遇改善も検討されたい。

また、現運営委員会が雇用している指導員についても、優秀な指導員を継続して雇用できるよう、配慮されたい。

会 長：次回は、今年度のまとめとなっていくと思われる。今回の会議での意見を踏まえ、事務局で懇談会の意見としてまとめてもらいたい。